

## 入間市印鑑条例の一部改正要旨

女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令等の一部が改正（平成31年4月17日公布、令和元年11月5日施行）され、住民票及びマイナンバーカード（個人番号カード）等への旧氏の記載が可能となることから、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の一部も改正（令和元年11月5日実施）されます。この改正に伴い、旧氏での印鑑登録を可能とするため、本条例を改正するものです。

1 改正内容 以下の条項に旧氏に関する文言を追加します。

- ・第6条 第1項 （印鑑登録の制限）
- ・第7条 第1項 （印鑑登録原票）
- ・第14条 第1項 （登録事項の修正）
- ・第15条 第1項 （印鑑登録の抹消）

2 施行日 令和元年11月5日